

「横須賀市空き家の手引き」発行業務仕様書

1 概要

空き家の適正管理に役立つ情報提供を目的として、市の相談窓口や各種制度等の行政情報、関係機関の情報等に企業等の広告（以下、「広告」という。）を加えた市民向け空き家情報誌「横須賀市空き家の手引き」（以下、「空き家の手引き」という。）を、横須賀市（以下、「市」という。）と民間事業者等が協働で発行する。

2 規格

(1) サイズ	A4判タテ型
(2) ページ数	表紙：4ページ 本文：16から20ページ程度（予定）
(3) 刷り色	4色フルカラー

3 発行時期・部数

（2027年版）令和8年10月発行 2,000部

（2028年版）令和9年10月発行 2,000部

※各年、情報を更新し計2回製作するものとする。

※広告掲載者への配布数等は含まれていないため、民間事業者等の判断で追加分を発行することは可能。

4 納品時期

（2027年版）令和8年9月中旬

（2028年版）令和9年9月中旬

5 納品場所

横須賀市都市部まちなみ景観課

6 内容

(1) 構成	ページ構成は協働発行事業者の提案をベースに市と協議の上、決定するものとする。 ※全誌面に対する広告の割合は概ね30%以下とし、「横須賀市広告掲載要綱」および「横須賀市広告掲載基準」に従うものとする。
--------	--

(2) デザイン	見やすく、分かりやすいデザインを基本とし、協働発行事業者が誌面のデザイン・レイアウト（イラスト・地図等の作成含む）を行う。ただし、市との十分な打ち合わせと協議の上、製作を進めること。
(3) 内容修正	行政情報以外の部分も含めて、市が内容の修正を求めた場合は、協働発行事業者は極力これを反映させるよう努めること。
(4) 校正回数	各年度につき3回（文字校正2回、色校正1回）

7 製作方法

- (1) 市は、協働発行事業者に空き家の手引きの製作に必要な行政情報を提供する。
- (2) 協働発行事業者は、空き家の手引きの製作に必要な行政情報以外の情報収集、空き家の手引きの企画、編集、印刷、製本及び納品を行う。
- (3) 協働発行事業者は、空き家の手引きに広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は、協働発行事業者に帰属するものとする。
- (4) 広告の募集は、協働発行事業者が行うこととする。
- (5) 協働発行事業者は、空き家の手引きのPDF形式のデータを製作し、納品する。

8 電子書籍版等の製作

協働発行事業者は、空き家の手引きの電子書籍版を製作し、市のホームページからリンクできるようにするものとする。

9 製作経費

空き家の手引きの企画、編集、印刷、製本、納品及び電子書籍化に係る経費は、協働発行事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

10 責任分担および問い合わせ等の対応

- (1) 市が提供する行政情報に関しては、市が責任を負い、問い合わせ等への対応は市が行う。
- (2) 広告に関しては、協働発行事業者が責任を負い、問い合わせ等への対応は協働発行事業者が行う。

11 その他

本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。